

## 9月 定例会

平成十二年九月定例会は、九月六日に開会し、九月二十一日までの十六日間にわたって審議を行いました。  
今定例会では、八名の議員が一般質問を行い、市長から提出された市道路線の廃止議案など九議案を可決したほか、監査委員の選任など四議案に同意しました。  
また、議員から提出された公文書公開条例の早期改正を求めることに開する決議など二件の決議案と地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書など二件の意見書提出議案を可決しました。  
このほか、勲章等退職職員の再就職のあっせんに関する要領と運用の妥当性などについての監査請求の動議を可決しました。

## 一般特別会計 補正予算を可決 たい肥化事業臭気対策など

今定例会に市長から一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算が提出されました。議会では審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

◇一般会計補正予算  
補正予算は歳入歳出いずれも三億九百七十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十億七千八百十万円となります。  
なお、歳出の内容は次のとおりです。

総務費：腰越地域の交通不便地域解消のためのミニバス路線新設に要する経費の追加。  
民生費：旧鎌倉臨海学園の活用を図るための耐震診断及び土地の鑑定評価委託並びに腰越保育園改修工事に伴う給食搬送業務委託に要する経費の追加。  
衛生費：植木せん定材たい肥化事業に伴う臭気対策委託に要する経費及び事業者持ち込み植木せん定材に係る受け入れ代金徴収のための車両計量器賃借料など



公有地化が進む国指定史跡勝寺跡

◇再就職のあっせんに関する要領の改正  
市では、市職員の新陳代謝の促進と公務効率の増進等を目的とする勲章退職制度がより機能するように、六級（課長補佐）以上でかつ五十八歳以下（平成十年度までの退職者に対しては五十九歳以下）で退職する者の再就職先として、市が資本の一部または全部を出資等している外郭団体をあっせんし、六十歳

どの追加。  
観光費：社団法人鎌倉市観光協会五十年記念事業の実施に係る補助金の追加。

## 監査請求の動議を可決

### 再就職のあっせんをめぐる

議会では、市の外郭団体への勲章退職者の再就職のあっせんについて、本年六月の定例会及び今定例会の一般質問で取り上げるとともに、今定例会の最終日には、鎌倉市勲章等退職職員の再就職のあっせんに関する要領（以下、要領）の運用などについて、地方自治法第九十八条第二項に基づく監査請求を行うこととしました。

【再就職のあっせんに関する要領の改正】  
市では、市職員の再就職の促進と公務効率の増進等を目的とする勲章退職制度がより機能するように、六級（課長補佐）以上でかつ五十八歳以下（平成十年度までの退職者に対しては五十九歳以下）で退職する者の再就職先として、市が資本の一部または全部を出資等している外郭団体をあっせんし、六十歳

土木費：既成宅地等防災工事補助金、鎌倉芸術館周辺地区における土地利用転換計画策定等補助金の確定に伴う調査委託に要する経費、国庫補助金の内示を受けた鎌倉中央公園及び夫婦池公園の用地取得に要する経費、国の緊急地域雇用特別対策事業として実施する公園維持管理委託に要する経費並びに鎌倉海浜公園稲村方崎地区の台風被害復旧工事に要する経費の追加。

### 《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 再就職あっせん……………1面
- 議運検討会第五次答申…1面
- 一般質問……………2・3面
- 議決した意見書……………3面
- 議決した議案・決議……………4面

教育費：弱視児童受け入れのための特殊学級教室整備に要する経費及び国庫補助事業として追加内示を受けた国指定史跡勝寺跡用地買収に要する経費の追加。  
また、歳入の内容は、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金、諸収入及び市債の追加です。  
◇下水道事業特別会計補正予算  
補正の内容は歳入歳出いずれも二千六百二十万円を追加するもので、補正後の総額は九十八億六千九百二十万円となります。  
なお、歳出の内容は次のとおりです。  
総務費：梅田川第一雨水幹線及び逆川第一雨水幹線の護岸の一部崩落に伴う緊急維持修繕工事に要する経費並びに下水道排水施設に係る損害賠償金の追加。

## 議運検討会 第五次答申

議会では、議会運営検討会（以下、検討会）を設置して議会に関する諸課題について協議検討を行ってまいりました。平成十二年九月、第五次答申を議長に行いましたが、その主な内容は次のとおりです。  
◇調査研究費のあり方について  
県下各市の調査研究費の支給状況等の調査を行うなどさまざまな角度から協議を行った結果、本市を除く全市が額の多寡はあるが支給を行っている状況や地方自治法の改正により調査研究費が政務調査費という名称でその支給が条例を制定することにより法的に可能となったこと等から、今後調査研究費の制度化を図ることと一致しました。

## 監査委員を選任



定例会初日の九月六日、市長から議会選出の監査委員に、本年八月二十七日に逝去された大木佐敏議員の後任として前野正司議員を選任したい旨の議案が提出され、議会は総員の賛成でこれに同意しました。

市議会議員当選二回  
総務常任委員会委員  
委員長、文教常任委員会  
委員長などを歴任  
（市政クラブ）  
前野正司 四十九歳  
※年齢は、就任時九月六日現在です

九月二十一日の本会議において、市長から教育委員会及び公平委員会の委員の選任についての議案が提出され、議会ではいずれも原案に同意しました。

◎教育委員会委員  
梅津南美子氏（御成町在住）  
熊代徳彦氏（横須賀市在住）  
◎公平委員会委員  
内田晴康氏（常盤在住）  
いずれの委員も任期は四年となります。

## 人事案件

どの質問をしました。  
定例会最終日の九月二十一日の本会議において、議員から平成十一年度要領に基づいて財団法人鎌倉市公園協会に再就職した職員の人事費の保証に伴う予算の執行事務並びに要領及びその運用の妥当性について監査を求め、監査結果の報告を請求する動議が提出され、総員の賛成で可決しました。

# 一般質問

9月定例会では8名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、ここではその一部を掲載しました。このほかにも下の表のとおり質問を行いました。紙面の都合で省略しました。詳しくは11月下旬発行予定の本会議録を図書館等でご覧ください。

|      |     |                 |                       |               |
|------|-----|-----------------|-----------------------|---------------|
| 藤伊高仙 | 紀子  | 子……             | ○ゴミ行政について             | ○教育行政の諸問題について |
| 田藤浩  | 司…… | ○廃棄物に関する諸問題について | ○関連諸契約を含む)            |               |
| 小田嶋敏 | 浩…… | ○国土調査について       | ○ゴミの広域化計画について         | ○子育て支援について    |
| 松吉中岡 | 健治  | ……              | ○平和と安全                |               |
| 岡田和  | 則…… | ○高齢者福祉の充実について   | (介護保険導入後の問題点と改善点について) | ○障害者福祉の充実について |
|      |     |                 | ○交通安全政策と放置自転車等について    |               |

## 地域で支える子育て

### 市の支援策をたただす

少子化が進んでいる中、子育てしやすい社会の実現に向けて、地域・社会から子育てを支えるためのさまざまな支援システムが求められています。

今定例会では本市における子育て支援策について次のような質問を行いました。

**【多様な保育サービスを】**

質問：本市の現状の保育サービス体制について聞きたい。  
保健福祉部長：延長保育については公立、私立を問わずの園で実施しており、一時保育も私立保育園で実施している。また、八月一日現在の保育園待機児童数は三二八八となっている。

質問：保育サービスのニーズは多様化してきており、市の保

育事業のほか市民相の助け合いのシステムづくりなどが必要と考える。  
ファミリーサポートセンター(※文末参照)の取り組みについて聞きたい。  
保健福祉部長：援助を受ける人と提供する人の組み合わせによる事業であり、提供する側の方がどれだけのかがポイントとなる。現在、市内の子育てグループ等の態把握が進んできており、グループの方たちと設置に向けた協議を行っており、自治体からは母親相互の交流、保育の情報交換などの波及効果もあつたと聞き、早急に調査に取り組むことを要望する。

**【子育て支援の方策は】**

質問：六月に開設した子育て支援センター(以下、センター)は大変盛況であり、今後も利用の増加が予想されるが場の検討をしているか。  
保健福祉部長：福祉センター内に開設し、延べ利用者は六月に六百名、七月に七百八十七名、八月に千名を超えている。将来は北方面に、方が必要と考えるが既存の施設でスペースがなければ活用していきたい。当面、九月から各地域で巡回の子育て広場を実施するがさらに充実していきたい。  
質問：自主育児グループの育成支援について考えを聞きたい。  
保健福祉部長：一年前に寒郷把握を行った時点でグループは

## ごみ問題解決に向けて

### 市の取り組みはいかに

本市では、ごみ半減計画の実現に向け、さまざまな施策を展開しています。十月からは、ごみの資源化のため、ペットボトルの分別収集が開始されます。今定例会では、ごみ半減計画を進める中、植木せん定材(肥化事業)臭気対策をはじめ越越クリンセンター・元化などのごみ処理問題について、次のような質問を行いました。

**【ごみ半減計画の進捗】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中分別収集を開始するとしているが、状況を聞きたい。  
資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するが分別収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みを聞きたい。  
資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において生じ、法の対象とならない一定以下の食品廃棄物を缶・飲食店などからは従前どおり生ごみとして市に持ち込まれることとなる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：小学校へ導入する生ごみ処理機は、ごみの五分の四以上が削減するという減容率の高いものであるとのことだが、使用するパイオ材の副作用などを含めて事故のないよう留意してほしい。  
質問：植木せん定材(肥化事業)は、ごみの減量と資源化のために重要であるが、周辺住民から悪臭被害の苦情が寄せられている。今までの対策と悪臭の原因について聞きたい。  
資源再生部長：委託業者をたい肥製造のノウハウを持った専門業者に変更するとともに、小まめな切り返しや水はけをよくするための側溝の整備などの適正管理に努めている。事業場内への搬入量が適正量を超え、積み置いた下の方から腐ってしまう(以下、二ニール袋に入れて持ち込まれる草類の約一割程度が搬入時に既に腐っているため、嫌気性発酵が発生することが原因と考えている。

質問：腐敗している草類に対する対応について聞きたい。  
資源再生部長：職員がビニール袋を破り、腐敗した草類を取り除き、腐ったものは焼却施設へ運搬している。  
質問：月一回の収集日には夏場は腐ってしまう。市民に腐った草類を入れないように協力を得ることや収集回数を増やすこと以外に、当面の問草類を可燃(ごみ)として扱うことはどうか。  
資源再生部長：市民の協力是非

小学校に生ごみ処理機を設置することによって、給食の残りをむだなくたい肥化していきたい。  
質問：小学校へ導入する生ごみ処理機は、ごみの五分の四以上が削減するという減容率の高いものであるとのことだが、使用するパイオ材の副作用などを含めて事故のないよう留意してほしい。  
質問：周辺住民にこれならだいたいよぶと自信を持って言えるか。  
市長：新たに導入を予定している方式は、検討した限りでは最もすぐれた方法であり、かなりの効果が出ることは間違いないと判断している。



臭気対策に追われるたい肥化事業場

本市では、安全で快適な生活環境やまらの美観を維持することなどを目的として、平成九年に「鎌倉市自転車の放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域における自転車の放置を禁止しています。

今定例会では、放置自転車等の問題について、次のような質問を行いました。

質問：現在、放置自転車の増加が懸念されています。放置自転車の増加を抑えるための対策として、環境やまらの美観を維持することなどを目的として、平成九年に「鎌倉市自転車の放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域における自転車の放置を禁止しています。

建設部長：放置禁止区域における放置自転車等については、警告札をつけて注意を促すとともに長期放置されているものについては撤去しているが、撤去が追いつかず対策の苦慮している。警告看板の増設を要望する。

**【ごみ半減計画の進捗】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中分別収集を開始するとしているが、状況を聞きたい。  
資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みを聞きたい。  
資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において生じ、法の対象とならない一定以下の食品廃棄物を缶・飲食店などからは従前どおり生ごみとして市に持ち込まれることとなる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

放置自転車の増加を抑えるための対策として、環境やまらの美観を維持することなどを目的として、平成九年に「鎌倉市自転車の放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域における自転車の放置を禁止しています。



点字ブロックを覆う放置自転車

## 放置自転車の解消 防止対策を問う

建設部長：放置禁止区域における放置自転車等については、警告札をつけて注意を促すとともに長期放置されているものについては撤去しているが、撤去が追いつかず対策の苦慮している。警告看板の増設を要望する。

## 可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を9月21日に可決し、鎌倉市議会として同日付けで内閣総理大臣ほか関係省庁へ送付しました。

### 地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書

地震大国と言われている我が国においては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成7年6月に地震防災対策特別措置法を制定し、これに基づき都道府県が「地震防災緊急事業五箇年計画」を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策が講じられてきたところである。

本市においても、地域防災計画を見直す中で、県の「地震防災緊急事業五箇年計画」の事業適用を受け、消防用施設の整備や市立小・中学校の耐震化等に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ、台湾における地震災害で、改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により現行計画の進捗率は依然として低い状況にあり、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」においても、地震防災上緊急に対応すべき施設等の整備を迅速かつ強力に推進することによって、地域住民の生命と財産の安全確保におよ一層努めていく必要がある。

よって政府におかれては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに、同法に基づく国の負担または補助の特例措置が、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」にも適用されるよう特段の配慮を強く要望する。

### 特定非営利活動法人に対する税の優遇制度を設けることに関する意見書

阪神・淡路大震災の後、市民活動団体(NPO)を支援する法律制定を求め世論の高まりを受けて、1998年3月に特定非営利活動促進法が制定され、同年12月に施行された。

法律制定の際には、市民活動団体に法人格を与えることを先行し、税制上の支援策は盛り込まれなかったが、衆参両議院において、「税制度の見直しについては法施行後2年以内に検討し、結論を得るものとする」との附帯決議がされた。

地域においては、環境問題や高齢者福祉、保育、国際交流など、市民の自発的な活動が活発に行われている。行政でも営利企業でもないNPOの活動は市民の多様なニーズにこたえており、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている。

よって、国においては、地域における多様な市民活動の実態を踏まえ、公共性・公益性の高い活動については、特定非営利活動法人の活動が法人税法上の収益事業に当たらない場合においても、営利企業と同様の課税とならないよう、NPOの育成支援に有効な新たな税制創設について検討するよう要望する。



利用者でにぎわう子育て支援センター

**【子ども遊び場の整備は】**

質問：子ども会館の整備について聞きたい。  
生涯学習部長：未設置学区の解消を図ることが子育て支援にとって必要であり、今後も整備に向けて努力していく。  
質問：子ども会館の役割をどのように考えていくのか。  
生涯学習部長：地域の幼児から中学生までが仲間づくりや遊び、交流できる場として運営しており、今年度は子育てサロン等に施設の一部を提供している。現在、子ども会館、子ども会の管理運営について総合的な見直しに着手しているが、その中の課題の一つとしてさらに利用しやすい会館をめぐって検討していく。

**【ごみ半減計画の進捗】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中分別収集を開始するとしているが、状況を聞きたい。  
資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みを聞きたい。  
資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において生じ、法の対象とならない一定以下の食品廃棄物を缶・飲食店などからは従前どおり生ごみとして市に持ち込まれることとなる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

子ども会館の役割をどのように考えていくのか。  
生涯学習部長：地域の幼児から中学生までが仲間づくりや遊び、交流できる場として運営しており、今年度は子育てサロン等に施設の一部を提供している。現在、子ども会館、子ども会の管理運営について総合的な見直しに着手しているが、その中の課題の一つとしてさらに利用しやすい会館をめぐって検討していく。

## 平和と安全を考える

### 周辺事態に市の対応は

平成十一年八月に「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(以下、法)が施行されました。法第九条では公共施設の使用などについて、地方自治体に必要な協力を求めることができるとされています。今定例会では本市の平和・安全に対する考え、備えなどについて次のような質問を行いました。

質問：私は常に幅広く安全や平和について考えなければならぬが、本市には軍事産業に携わる事業所はあるが、工業統計によれば武器製造業として市内に事業所が記載されているが、具体的な内容は公表されていない。  
質問：防衛自衛隊に協力を求めることがあろうと思うが、本市での経過を聞きたい。  
企画部長：平成七年度の総合防

建設部長：放置禁止区域における放置自転車等については、警告札をつけて注意を促すとともに長期放置されているものについては撤去しているが、撤去が追いつかず対策の苦慮している。警告看板の増設を要望する。

**【ごみ半減計画の進捗】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中分別収集を開始するとしているが、状況を聞きたい。  
資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みを聞きたい。  
資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において生じ、法の対象とならない一定以下の食品廃棄物を缶・飲食店などからは従前どおり生ごみとして市に持ち込まれることとなる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

子ども会館の役割をどのように考えていくのか。  
生涯学習部長：地域の幼児から中学生までが仲間づくりや遊び、交流できる場として運営しており、今年度は子育てサロン等に施設の一部を提供している。現在、子ども会館、子ども会の管理運営について総合的な見直しに着手しているが、その中の課題の一つとしてさらに利用しやすい会館をめぐって検討していく。

災訓練から海上自衛隊、陸上自衛隊に参加していただいている。  
質問：法に基づく協力があつた場合、法を企画部文化推進課に定めた対応について今の時点では、想定される関係部局との事前協議までには至っていない。  
質問：協力要請への対応について市長の考え方を聞きたい。  
市長：周辺事態に際し、政府が応急措置を実施する場合、基本計画を定め、自治体に協力要請することになっている。要請があつた場合、市民生活に重大な支障を及ぼさないものについては可能な範囲で協力できるが検討することになる。個別の法令に従い、市民生活の安全を最優先する立場から判断する。

建設部長：放置禁止区域における放置自転車等については、警告札をつけて注意を促すとともに長期放置されているものについては撤去しているが、撤去が追いつかず対策の苦慮している。警告看板の増設を要望する。

**【ごみ半減計画の進捗】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中分別収集を開始するとしているが、状況を聞きたい。  
資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するか、早急に結論を出し、十三年度中の開始をめざしたい。  
質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みを聞きたい。  
資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において生じ、法の対象とならない一定以下の食品廃棄物を缶・飲食店などからは従前どおり生ごみとして市に持ち込まれることとなる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

子ども会館の役割をどのように考えていくのか。  
生涯学習部長：地域の幼児から中学生までが仲間づくりや遊び、交流できる場として運営しており、今年度は子育てサロン等に施設の一部を提供している。現在、子ども会館、子ども会の管理運営について総合的な見直しに着手しているが、その中の課題の一つとしてさらに利用しやすい会館をめぐって検討していく。

# 可決した決議

議会は9月21日の本会議において次の決議を行いました。

## 鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議

「鎌倉市公文書公開条例」は、平成6年4月1日施行以来6年半を経過したところであるが、この間にも社会情勢は大きく変化し、「情報」に対する市民の意識も飛躍的に高まっている。

国においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を平成11年5月14日に公布し、平成13年4月1日から施行することとなった。これを受けて多くの地方自治体が、現行条例の改正もしくは新たな条例の制定によって、情報公開制度の充実を図っているところである。

本市が現行条例を制定するに際しては、準備検討作業が早くから行われていたにもかかわらず、実際に施行されたのは県下各市の中でも最も遅い時期であった。この教訓を生かし、市民の参加意識と時代の進展にこたえる意味から、鎌倉市公文書公開運営審議会に諮るなどして、「鎌倉市公文書公開条例」を早期に改正することを求めるものである。

- 1 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書に、電磁的記録を含めること。
- 2 文書の公開を請求する権利者には、制限を設けないこと。
- 3 実施機関による文書の公開を義務規定とするとともに、情報の公開を確かなものとするために、文書管理制度の充実を図ること。
- 4 請求権者の期限の利益を確保するために、鎌倉市公文書公開審査会における審査の期間に一定の限度を設けること。
- 5 市長に情報公開制度の趣旨の徹底を図る責務を課すことにより、出資法人等の情報公開の推進を促すこと。

## 広町の緑地保全に関する決議

鎌倉市の重要な緑地の一つである広町の緑地保全は、鎌倉市政の長年にわたる最重要課題である。また、広町の緑地保全は、大多数の市民の切実な願いでもあり、それはこの間に取り組まれた3度にわたる大署名運動に端的に示されている。

本市議会も、その保全に向けた数多くの論議を重ね、機会をとらえて意見を述べてきており、平成10年3月に竹内市長に対し、具体的な保全策の早期策定を求める決議を行ったことも記憶に新しいところである。

こうした中、本年7月に鎌倉市緑政審議会から「広町の緑の保全に向けての方策について」答申が出され、広町を都市公園法の都市林として具体的に整備・保全する方向が示された。市はこの答申を受け、8月に、国庫補助・県費補助及び県の特段の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行し、広町を都市林として保全する方針を決定したが、本市議会は、市のこの政策決定を市民、議会の意向に沿ったものとして一定の評価をするものである。

しかしながら、この基本方針の実現に当たっては、一定の財政負担が見込まれることや、事業者の理解と協力が必要不可欠であることなど、依然として問題が山積している状況にある。

よって本市議会は、市当局に対し、広町の緑地保全に関する基本方針の実現に向けて、国・県と共通の認識に立って確実な支援を求めるとともに、しかるべき財政措置を検討するなどし、事業者の理解と協力を得るため特段の努力を行い、広町を都市林として保全する道を着実に開くよう強く求めるものである。

# 可決した案 市道路線廃止など 条例の一部改正

### ◇条例の一部改正

今定例会に市長から条例の一部を改正するための議案四件が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

議案の主な内容は次のとおりです。

### ◎鎌倉市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

公営住宅法施行令の一部改正され、介護保険制度による在宅介護体制の充実が図られたことを踏まえ、常時の介護を必要とする高齢者等であっても、居室において必要な介護を受けることができ、単身入居が可能な者

について、単身者向け公営住宅への入居が認められるよう整備が図られました。

条例の一部改正がこの施行令改正に伴う所要の措置であり、常時の介護を必要とする単身高齢者等の市営住宅入居に門戸を広げようとするものであることから妥当としたものです。

### ◎鎌倉市火災予防条例の一部改正

建築基準法施行令の一部改正により条例で引用している法令上の用語の定義等が変更されたことから防火設備、構造及び材料に関する規定の改正等を行うものです。法令の一部改正に伴う所要の措置であることから妥当としたものと

から妥当としたものです。

### ◎鎌倉市恩給条例及び鎌倉市恩給年額改定条例の一部改正

法令の一部改正に伴う規定の整備などで所要の措置であることから妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

### ◎鎌倉市福祉事務所設置条例の一部改正

社会福祉事業法の一部改正が行われ、名称も社会福祉法に改められたことから、鎌倉市福祉事務所設置条例、社会福祉法人の助成に関する条例及び鎌倉市職員の特種勤務手当に関する条例について一部改正するものです。法律の一部改正に伴う所要の措置であることから妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

### ◇市の義務に属する損害賠償額の決定について

今定例会に市長から「下水道施設管理に起因する市の義務に属する損害賠償額の決定について」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、総員の賛成で原案を可決しました。

平成九年七月二十五日、雨水ますの接合部分が経年により欠損し、接合部周辺の土砂が流出し、個人宅の建物が損傷しました。

この事故の後、被害者と家屋補修等の損害賠償について協議を重ねてきた結果、このたび協議が調ったため、市が相手方に損害賠償額を支払おうとするものです。

損害賠償額は五百三十五万五千円です。

※地方自治法第九十六条第十三項の規定では、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについては議会の議決が必要とされています。

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

### ◇市道路線の廃止・認定

今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出され、審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

(市道路線の廃止)  
廃止しようとする路線は岩瀬八〇九番二地先から岩瀬八〇九番三三三番地先に至る路線、岩瀬七七九番地先から岩瀬八〇九番一地先に至る路線の二路線でいずれも認定にかかる道路用地との再編成を行うため、道路法の規定に基づいて廃止したものです。

(市道路線の認定)  
認定しようとする路線は岩瀬八〇九番二地先から岩瀬七七九番地先の終点に至る路線で、現在、一般の通行の用に供されているため、道路法の規定に基づいて認定したものです。

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

から妥当としたものと

## 会派の動き

大木佐敏議員の逝去に伴い清

新会が解散し、同会派に所属していた野村修平議員は無所属となりました。

## 委員会構成の変更

常任委員会等の構成が次のとおり変更になりました。

### 〈総務常任委員会〉

前野正司議員が監査委員に選任されたことにより委員長を辞任し、委員長に山下玲子議員、副委員長に伊藤玲子議員を選任しました。

### 〈議会運営委員会〉

野村修平議員が委員を辞任し、高橋浩司議員を選任しました。

### 〈議会報編集委員会〉

野村修平議員が委員を辞任しました。

## 大木佐敏議員逝去

謹んでごめい福をお祈りいたします

平成元年五月から三期連続十一年余、本市市議会議員として長年ご活躍してこられた大木佐敏議員(五十六歳)が平成十二年八月二十七日逝去されました。



故大木佐敏議員は議員在職中、総務常任委員会委員長、予算等審査特別委員会委員長、議会報編集委員会委員長等の要職を歴任されたほか、平成十一年六月からは市議会選出の監査委員を務められるなど、市政発展に多大な貢献をされました。

## 編集後記

実りの秋、散策にもよい季節。鎌倉は、大勢の方が訪れ賑わっています。景気の回復には至っていないのが市民の実感ではないでしょうか。

さて、議会だよりも音声版が鎌倉朗読・録音奉仕会のご協力で、点訳版が鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力でできました。まず一歩と、皆さんのご協力に感謝申し上げます。市のお知らせにも、音声・点訳版が広がり、障害を持つ皆さんの社会参加や情報提供の機会が増えていくことを願っています。長引く不況等の影響もあり、市財政も厳しくなっています。真の職員・市民参加で鎌倉の活力のある市民が安心して住める将来を見通したまちづくりに議会も努力してまいります。

### 議会報編集委員会

- 委員長 藤田 紀子
- 副委員長 岡田 和則
- 委員 瀧谷 廣美
- 委員 高橋 浩司
- 委員 吉岡 和江
- 委員 前田 陽子

## 音声版・点訳版「議会だより」のご案内

市議会では、定例会ごとに「議会だより」を発行し、議会での審議内容など議会活動の諸事項を皆さんにお知らせしておりますが、このたび、「議会だより」の音声版(収録テープ)と点訳版をボランティア団体のご協力により作成しました。

ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

☎0467 (23) 3000 内線448番